

令和４年第１０回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和４年１０月２８日（木）午後３時２０分
- 2 開催場所 三種町役場 第１会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、田村 慎一、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 報告第２７号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第２８号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 報告第２９号 専決処分した事項について
 - 協議第５号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
 - 議案第６１号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正について
 - 協議第６号 投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）

午後３時２０分

石井書記長 それでは第１０回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願いします。

嶋田委員長 本日は、継続案件としていた投票区の再編についての協議等を予定していますので、どうぞよろしくお願いします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、飯塚委員と加賀谷委員にお願いいたします。

それでは案件に入りたいと思います。関連がありますので、報告第２７号「裁判員候補者の予定者の選定について」と報告第２８号「検察審査員候補者の予定者の選定について」を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

田村書記 はい。議案の１頁をご覧ください。報告第２７号は、当町の選挙人名簿から裁判員候補者の予定者を選定したことについて、報告第２８号は、検察審査員候補者の予定者を選定したことについて、報告するものでございます。

お配りしている別紙をご覧ください。くじは、９月２２日午後１時に実施しました。最高裁判所から提供されているプログラムを使用し、９月定時の選挙人名簿から無作為抽出を行っております。裁判員候補者の予定者の割当ては２７人、検察審査員候補者の予定者の割当ては８２人で、選定結果について別紙に記載のとおりです。

なお、これまで裁判員及び検察審査員の年齢要件は２０歳以上となっておりましたが、成人年齢引下げと少年法改正により、令和５年以降は１８歳まで引き下げられることになっています。

説明は以上です。

嶋田委員長 別紙の名簿のとおり、裁判員候補者と検察審査員候補者の予定者を選定したとのことです。無作為抽出ということでよろしいんですね。

田村書記 はい。そうです。

嶋田委員長 名簿を確認の上、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。

(各委員、暫時資料を確認)

田村委員 町外の住所の方もいるようですが、問題無いんですよね。

田村書記 はい。転出後４ヶ月以内でまだ名簿に残っている方です。

飯塚委員 裁判員予定者と検察審査員、両方とも選ばれている方もいるようですが。

田村書記 くじの結果ですので。

嶋田委員長 他にございますか。それでは、報告第２７号及び第２８号は以上とします。

続きまして、報告第２９号「専決処分した事項の報告について（欠格者の表示）」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第２９号は、選挙権を有しなくなった者について、選挙人名簿に表示を行ったことをご報告するものです。

禁固刑以上の刑に処せられる、選挙犯罪の罰金刑に処せられるなどした場合は、一定期間、選挙権を有しないこととなります。そういった者については、公職選挙法第２７条第１項に基づき、選挙人名簿にその旨を表示しなければなりません。

別紙をご覧ください。記載のとおり、選挙権の停止を確認しま

したので、選挙人名簿に表示を行っております。

報告は以上です。

嶋田委員長 ご質問等ございますか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、報告第29号は以上とします。

続きまして、協議第5号と議案第61号です。関連ありますので、一括して審議します。説明をお願いします。

田村書記 協議第5号は、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を改正することについて協議するものです。

公職選挙法施行令の改正により選挙公営の限度額が引き上げられましたので、町の選挙公営についてもこれに準じた額に改正を行うというのが、改正の趣旨となっております。

具体的な改正内容について、2の表をご覧ください。自動車の借入れ、燃料の供給、ビラ、ポスターの単価について、それぞれ引上げを行います。条例の施行は公布日からとし、改正後の条例適用は施行後に告示された選挙からとします。改正条例の案及び新旧対照表は別紙(議案5頁～9頁)のとおりとなっております。

続いて議案第61号ですが、こちらは三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正についてお諮りするものです。

同規程は、選挙公営の手続や様式等を関係を定める告示となっており、協議第5号のとおり条例改正を行った場合は、様式に記載されている限度額を改める必要があります。改正、施行は、条例改正に合わせて行います。具体的な改正告示の案及び新旧対照表は別紙(議案11頁～15頁)のとおりですので、御確認ください。

説明は以上です。

嶋田委員長 公職選挙法施行令に定める基準額に合わせて、町の選挙公営の単価を引き上げるということです。ご意見、ご質問等ございますか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 協議第5号及び議案第61号は以上とします。改正に向けて準備を進めてください。

続いて、協議第6号「投票率向上のための投票区等の運営方針について(継続)」です。前回の協議から、更に踏み込んだ検討をしていきたいと思います。事務局から説明ございますか。

石井書記 はい。前回協議を踏まえ、事務局案を作成しましたので、こちらから協議の参考にしていただければと思います。お配りしている資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

説明は以上です。

嶋田委員長 今の事務局案も踏まえながら、投票区等の運営方針について協議したいと思います。ご意見等ございますか。

(投票区等の運営方針について協議)

【協議概要】

○今後の方針

- ・将来構想を10投票区とし、地域の状況を見ながら段階的に統廃合を進める。
- ・共通投票所の設置、ふれあいバス無料化による投票環境の整備を進める。
- ・第1弾の統廃合は、15投票区程度まで再編する方向で検討する。

○個別意見

- ・事務局案におおむね賛成。どこで線を引いて統廃合するか、どう住民の理解を得るかが課題となる。
- ・小規模な再編を繰り返すよりも、ある程度まとめてやった方が良いのではないか。
- ・これまでもやっていないため、上岩川地区に移動投票所を設置しなくても問題無いのではないか。

・落合と勝平、林崎と木戸沢はまとめられないか。長面と達子、金光寺と豊岡はもう少し検討が必要と感じる。

・川尻と鶴川、浜田と大口（あるいは釜谷も）は統合しても問題ないのでは。

○事務局への指示

・１５投票区程度に統合した場合について検討を行い、次回協議に向けた資料を作成する。

嶋田委員長　それでは、次回の委員会で引き続き協議するということで、協議第６号は以上とします。事務局は、次回協議に向けて準備をお願いします。

他に何かございますでしょうか。無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午後４時４０分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____